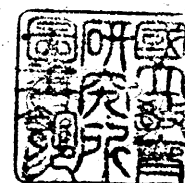


戰後教育資料

6-2
570

26, 2 (3)



公立大學管轄法第

天野	345
----	-----

VI-484

公立大学管理法

目次

第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 公立大学審議会（第三條―第十一條）
第三章 公立大学審議会（第十二條―第十九條）
第四章 評議会（第二十條―第二十四條）
第五章 教授会（第二十五條―第三十一條）
第六章 学長（第三十二條・第三十三條）
第七章 学部長その他の管理機関（第三十四條―第三十六條）
附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、公立大学（公立短期大学を含む。以下同じ。）の管理についてその旨を尊重するとともに民意を反映せしめて公立大学の適正な管理を図ることを目的とする。

第二條 公立大学の管理に関する機関の組織、権限及び運営等については、他の法令に別段の定めがある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

第二章 公立大学審議会

（設置）

第三條 文部省に公立大学審議会を置く。

（委員）

第四條 公立大学審議会は、二十人の委員をもって組織する。

一 公立大学審議会の委員は、左に掲げる者について文部大臣が任命する。

一 大学（短期大学を含む。以下同じ。）を設置する地方公共団体の長がその長のうちから推薦した者 五人

二 公立大学の学長が互選した者 六人

三 日本学術会議がその委員のうちから推薦した者 四人

四 学識経験のある者 五人

五 前項第一号の委員の推薦の方法及び同項第二号の委員の互選の方法は、それぞれ当該地方公共団体の長及び公立大学の学長が協議して定めるところにより、同項第三号の委員の推薦の方法は、日本学術会議の定めるところによる。

六 第三項第一号から第三号までの委員がそれぞれ地方公共団体の長、学長又は日本学術会議の委員の地位を失った場合においては、当然退職するものとする。

七 第三項各号の委員に欠員が生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ当該各号

に掲げる者についで補欠の委員を任命しなければならぬ。

(委員の任期)

第五條 公立大学審議会の委員の任期は、^二二年とする。但し、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

又委員は、再任されること加わさる。

委員は、任期が満了した場合において、新たに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(会長及び副会長)

第六條 公立大学審議会に会長、副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

又会長は、公立大学審議会の会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員かつきは其の職務を行う。

会長及び副会長の任期は、一年とする。但し、会長又は副会長が欠けた場合における後任の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

会長又は副会長は、再任されること加わさる。

(委員の免職)

第七條 文部大臣は、公立大学審議会の委員をその意に及して免職し、又は懲戒処分として免職しようとするときは、公立大学審議会の意見を聞かなければならない。

(権限)

第八條 文部大臣は、公立大学に關係のある法令の立案に關する事項その他公立大学一般に關する重要事項（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定により大学設置審議会に諮問すべき事項を除く。）についてその基本方針を決定する場合において、あらかじめ公立大学審議会の意見を聞かなければならない。

公立大学審議会は、公立大学に關する重要事項についで、文部大臣の報告を求め、その諮問に答え、又はこれに對して建議すること加わさる。

(議事及び運営)

第九條 公立大学審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

又前項に定むるものの外、公立大学審議会の議事及び運営の方法については、公立大学審議会が定める。

(委員の報酬及び費用弁償)

第十條 公立大学審議会の委員は、非常勤とする。

委員は、その職務に對して報酬を受けない。但し、その職務を行うために要する費用の弁償を受けること加わさる。

費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大藏大臣に協議して定める。

(庶務)

第十一條 公立大学審議会、庶務は、文部省大学學術局において処理する。

第三章 公立大学審議会

(設置)

第十二條 大学を設置する地方公共団体は、公立大学審議会を置く。

(委員)

第十三條 公立大学審議会は、二十人以上以下において当該地方公共団体の條例で定める員数の委員をもって組織する。

一 委員は、左に掲げる者によりて当該地方公共団体の長が任命する。

二 当該地方公共団体の設置する大学の学長

三 当該地方公共団体の設置する大学の教授のうちより、当該大学の評議会が定める方法によりて選定した者

四 当該地方公共団体の設置する大学の学長の同意を得た者

五 前項第一号及び第二号に掲げる委員の定数は、総数の二分の一をこえること加わらない。

六 当該地方公共団体に二以上の大学がある場合において、各大学から選出すべき第二項第二号の委員の数については、当該地方公共団体の條例で定める。

七 第二項第一号又は第二号の委員は、それぞれ学長又は教授の地位を失つた場合において、当然退職するものとする。

八 第二項第二号又は第三号の委員に欠員を生じたときは、当該地方公共団体の長は、その都度、これを補充する者によりて補充の委員を任命し得なければならない。

九 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任期満了の際、当該地方公共団体の長は、同項第三号の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで、学識経験のある者のうちより委員を任命すること加わらない。

十 前項の場合において、任命後最初の議会で事後の承認を得なければならぬ。この場合において、議会の事後の承認を得ること加わらないときは、当該地方公共団体の長は、その委員を免職しなければならない。

十一 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命によりて議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合において、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

(委員の任期)

第十四條 前條第二項第一号の委員以外の委員の任期については、当該地方公共団体の條例で定める。

(会長及び副会長)

第十五条 公立大学参議会に会長、副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

又、会長は、公立大学参議会の会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が委員のときはその職務を行う。

4 会長及び副会長の任期については、当該地方公共団体の條例で定める。

(権限)

(公立大学参議会)

第十六条 当該地方公共団体の長は、当該地方公共団体の設置に係る大学に關し、左に掲げる事項についてその基本方針の決定をする場合においては、あらかじめ公立大学参議会の意見を聞かなければならぬ。

一 公立大学に關する條例及び規則の立案に關する事項

二 公立大学のための予算案の編成に關する事項

三 公立大学及びその学部、学科、大学院、研究所その他重要な研究施設の設置廃止に關する事項

四 公立大学の学生定員に關する事項

五 公立大学の授業料、入学検定料及び入学金に關する事項

又、公立大学参議会は、当該地方公共団体の設置する大学の教育、研究及び運営に關する

事項について、当該地方公共団体の長の報告を求め、その諮問に答え、又はこれに対して建議することに加ふる。

3 公立大学参議会は、当該地方公共団体の設置する大学の教育、研究及び運営に關する事項について、当該大学の学長の報告を求め、又はその求めに応じ、若しくは自ら進んで意見を述べることに加ふる。

4 公立大学の学長は、評議會が当該大学における左に掲げる事項について決定をする場合に於ては、あらかじめ当該地方公共団体の長を通じて公立大学参議会の意見を聞かなければならぬ。

一、學則その他重要な規程の制定改廃に關する事項

二、人事の一般的基本に關する事項

(公立大学参議会の部会)

第十七条 当該地方公共団体の條例の定めるところにより、公立大学参議会に部会を置くことができる。

(議事及び運営)

第十八条 この法律に定めるものを除く外、公立大学参議会の議事及び運営の方法については、当該地方公共団体の長の承認を経て、公立大学参議会が定める。

(公立大学の報酬及び費用弁償)

第十九條 公立大学評議会の委員は、非常勤とする。

又委員は、その職務に對して報酬を受けない。但し、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

三 前項の費用は、当該地方公共団体の負担とする。

四 費用弁償の額及びその支給方法は、当該地方公共団体の條例で定める。

第四章 評議会

(設置)

第二十條 数個の学部を置く公立大学に評議会を置く。

(評議員)

第二十一條 評議会は、左に掲げる評議員をもつて組織する。

一 学長

二 学部長

三 各学部の教授五人

四 附置研究所の長

又前項第三号の評議員は、各学部ごとに、教授会におりて、当該学部の教授のうちから選出した者について学長が任命する。

三 第一項第三号の評議員は教授の地位を失つた場合には、当然退職するものとし、当該

評議員に欠員を生じた場合には、学長は、その都度、当該評議員を選出した学部の教授のうちから、前項の方法により補充の評議員を任命しなければならない。

又該大学の事情により、評議会に定める規程に基いて、第一項第三号の教授の数を五人より増加し、同項第四号の評議員の数を制限し、又は附置研究所の教授、附属図書館長、附属病院院長その他重要な職にある職員若しくは短期大学を併設する公立大学にあるつては、当該短期大学の学長若しくは教授を評議員とすることとすることができる。

五 前項の規定により、第一項第四号の評議員の数を制限し、又は附置研究所の教授、短期大学の学長若しくは教授を評議員とした場合におけるこれらの評議員の任命、退職及び任期については、評議会の定める規程によるものとする。

(教授である評議員の任期)

第二十二條 前項第一項第三号の評議員の任期は、二年とする。

又第二十三條第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前條第一項第三号の評議員に準用する。

(権限)

第二十三條 当該大学における左に掲げる事項は、評議会の審議決定を経なければならぬ。

一 第二十六條第四項に基いて掲げる事項

二 予算の見積に關する事項

三 学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置廢止に關する事項

四 学生定員に關する事項

五 各学部その他の部局の連絡調整に關する事項

六 公立大学評議會の意見を聞くこととする事項の原案作成に關する事項

七 公立大学評議會が意見を述べた事項の処理に關する事項

八 職員及び学生の福祉及び厚生に關する事項

九 当該学部の教授会の議決を経て行う学生の懲戒に關する事項

十 その他当該大学の運営に關する重要事項

又 評議會は、前項に掲げる事項の外、この法律又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

（議事及び運営）

第二十四條 評議會の會議は、学長が招集し、その議長となる。

又 評議會の議事及び運営の方法については、評議會が定める。

第五章 教授会

（設置）

第二十五條 公立短期大学以外の公立大学の学部及び公立短期大学に教授会を置く。

（組織）

第二十六條 教授会は、学部長（一個の学部の長を置く公立大学（以下「單科大学」といふ。）及び公立短期大学）にりつゝは学長。以下二の章に於ける同じ。）及び学部又は公立短期大学の教授の全員をもつて組織する。

又 教授会は、学部長及び教授をもつて構成する教授会の定める規程に基き、助教教授又は常勤の講師をその構成員に加えることが出来る。

（権限）

第二十七條 当該学部又は公立短期大学における次に掲げる事項は、教授会の議決を要する。然るにこれに代るべきものを含む。並に教育及び研究に關する施設の設置廢止に關する事項

一 学科、講座（これに代るべきものを含む）並びに教育及び研究に關する施設の設置廢止に關する事項

二 学科目の種類及び編成に關する事項

三 学生の入学及び卒業の認定に關する事項

四 学生の試験に關する事項

五 学生団体、学生活動及び学生生活に關する事項

六 学生、懲戒に關する事項

七 その他当該学部又は公立短期大学の教育、研究及び運営に關する重要事項

エ 教授会は、前項に掲げる事項の外、この法律又は教育公務特別法の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(單科大学及び短期大学の特別)

第二十八條 單科大学及び公立短期大学においては、評議会の権限は、学長及び教授の全員をもつて構成する教授会が行う。

エ 前項の場合においては、教授会は、学長及び教授をもつて構成する教授会の定める規程に基づいて、附置研究所の長その他の重要な職にある職員をその構成員に加えること加わさる。

(代議員会)

第二十九條 数箇の学部を置く公立大学の同一学部、單科大学又は公立短期大学の施設が地域的に分散しているため、しおしは教授会を開くことが困難な事情がある場合には、教授会の権限(單科大学及び公立短期大学にあつては、評議会の権限を含む)の一部を行わせるため、教授会の議決を経て代議員会を設けること加わさる。

エ 代議員会は、教授会の定める規程に基づいて選出した者として学長が任命する代議員をもつて組織する。

ヨ 前項に定めるものの外、代議員会の組織、権限その他代議員会の議事及び運営に関する事項は、教授会が定める。

(附置研究所の教授会)

第三十條 公立大学の附置研究所に教授会を置く。但し、当該研究所の事情により、評議会の議決を経て、これを置かないこと加わさる。

エ 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及びその教授の全員をもつて組織する。

ヨ 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規程に基づいて、助教授、常勤の講師又は教授若しくは助教に準ずる職員をその構成員に加えること加わさる。

四 教授会を置く附置研究所における研究、教育及び運営に関する重要事項は、当該教授会の審議決定を経なければならぬ。

エ 附置研究所の教授会は、前項に掲げる事項の外、教育公務員特別法の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(議事及び運営)

第三十一條 教授会の会議は、学部長(附置研究所にあつては、当該研究所の長)が招集し、その議長となる。

エ 前項に定めるものの外、教授会の議事及び運営の方法については、教授会が定める。

第六章 学長

(任期等)

第三十二條 学長の任期は、三年以上六年以内とする。

学長は、当該大学の評議会が定める規程により、再任を妨げないこととする。こと加へ
る。

学長の任免その他身分取扱については、地方公務員法及び教育公務員特例法の定め
るところによる。

(職務)

第三十三條 学長は、当該大学を総括し、これを代表する。

学長は、評議会の定めを方針にのっとり、当該大学の運営に当り、その責に任ずる。

学長は、公立大学評議会に対し、当該大学の評議会が定める規程に従い、年度報告を
書面によつて提出しなければならない。

第七章 学部長その他の管理機関

(任期等)

第三十四條 学部長の任期は、三年以内とする。

学部長は、当該学部の教授会が定める規程により、再任を妨げないこととする。こと加
へる。

学部長その他の部局長の任免その他身分取扱については、地方公務員法及び教育公
務員特例法の定めるところによる。

(職務)

第三十五條 学部長及びその他の部局長は、当該学部又は部局を総括し、これを代表する。
学部長及びその他の部局長は、当該学部又は部局の運営に当り、その責に任ずる。こ
の場合において、学部長又は教授会を置く附置研究所の長は、教授会の定めを方針にの
つて行われなければならない。

(その他の管理機関)

第三十六條 この法律に定めるものを除く外、公立大学に、当該大学の事情により、この
法律に定める機関以外の管理機関を置くこととなる。

前項の管理機関の組織、権限及び運営の方法については、当該大学の評議会が定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えて経過した日から施行する。但し、第三章の
規定は、公布の日から六月を超えて経過した日から施行する。

第一回の公立大学評議会の会費は、第九條第一項の規定にかかわらず、文部大臣が指
定する。

公立大学評議会が最初の任命に係る第四條第二項第四号の委員の任期は、第五條第一
項の規定にかかわらず、一人は一年、一人は二年とする。

前項の規定により任期を一年又は二年とする委員は、くじで定める。

第三章の規定施行の際当該地方公共団体の議会が閉会又は解散中である場合において

は、当該地方公共団体の長は、第三十三條第三項第三号の規定にかかわらず、当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞いて、学識経験のある者のうちから公立大学等議会の最初の委員を任命すること加わさる。

6 前項の場合によりては、任命後最初の議会で事後の承認を得なければならぬ。この場合によりて、議会の事後の承認を得ること加わさないときは、当該地方公共団体の長は、その委員を免職しなければならぬ。

7 この法律施行前に従前の評議会又は教授会が審議決定した事項でこの法律施行の際なお実施に至らぬものについては、この法律に基く評議会又は教授会が審議決定したものとみなす。

理由

公立大学の管理についてその自治を尊重するとともに民意を反映せしめてその適正な管理を回すため、新たに公立大学の管理に関する機関の組織、権限及び運営について規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立大学管理法案

6-2

天野	345
	249

VI-484

公立大学管理法

目次

第一章	総則(第一條・第二條)
第二章	公立大学審議会(第三條―第十一條)
第三章	公立大学参議会(第十二條―第十九條)
第四章	評議会(第二十條―第二十四條)
第五章	教授会(第二十五條―第三十一條)
第六章	学長(第三十二條・第三十三條)
第七章	学部長その他の管理機関(第三十四條―第三十六條)
附則	

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、公立大学の管理についてその自治を尊重するとともに民意を反映せしめて、公立大学の適正な管理を図ることを目的とする。

第二條 公立大学の管理に関する機関の組織、権限及び運営については、他の法律に別段の定がある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

第二章 公立大学審議会

(設置)

第三條 文部省に公立大学審議会を置く。

(委員)

第四條 公立大学審議会は、二十人の委員をもつて組織する。

2 公立大学審議会の委員は、左に掲げる者について文部大臣が任命する。

一 大学を設置する地方公共団体の長がその長のうちから推薦した者 五人

二 公立大学の学長が互選した者 六人

三 日本学術会議がその会員のうちから推薦した者 四人

四 学識経験のある者 五人

3 前項第一号の委員の推薦の方法及び同項第二号の委員の互選の方法は、それぞれ当該地方公共団体の長及び公立大学の学長が協議して定めるところにより、同項第三号の委員の推薦の方法は、日本学術会議の定めるところによる。

4 第二項第一号から第三号までの委員が、それぞれ地方公共団体の長、学長又は日本学術会議の会員の地位を失つた場合においては、当然退職するものとする。

5 第二項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ当該各号に掲げ

る者について補欠の委員を任命しなければならない。

(委員の任期)

第五條 公立大学審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(会長及び副会長)

第六條 公立大学審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、公立大学審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときは

その職務を行う。

4 会長及び副会長の任期は、一年とする。但し、会長又は副会長が欠けた場合の後任の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長及び副会長は、再任されることができる。

(委員の免職)

第七條 文部大臣は、公立大学審議会の委員をその意に反して免職し、又は懲戒処分として免職しようとするときは、公立大学審議会の意見を聞かなければならない。

(権限)

第八條 文部大臣は、公立大学に關係のある法令の立案に關する事項その他公立大学一般に關する重要事項(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定により大学設置審議会に諮問すべき事項を除く。)についてその基本方針の決定をする場合においては、あらかじめ公立大学審

議会の意見を聞かなければならない。

- 2 公立大学審議会は、公立大学に関する重要事項について、文部大臣の諮問に答え、又はこれに対して建議することができる。

(議事及び運営)

第九條 公立大学審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 前項に定めるものの外、公立大学審議会の議事及び運営の方法については、公立大学審議会が定める。

(委員の報酬及び費用弁償)

第十條 公立大学審議会の委員は、非常勤とする。

- 2 委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

- 3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(庶務)

第十一條 公立大学審議会の庶務は、文部省大学学術局において処理する。

第三章 公立大学参議会

(設置)

第十二條 大学を設置する地方公共団体に、條例で定めるところにより、公立大学参議会を置くことができる。

(委員)

第十三條 公立大学参議会は、二十人以内において当該地方公共団体の條例で定める員数の委員をもつて組織する。

- 2 委員は、左に掲げる者について当該地方公共団体の長が任命する。

一 当該地方公共団体の設置する大学の学長

二 当該地方公共団体の設置する大学の教授のうちから当該大学の評議会がその定める方法によつて選定した者

三 学識経験のある者について当該地方公共団体の議会の同意を得た者

3 前項第一号及び第二号の委員の数は、委員の定数の二分の一をこえることができない。

4 当該地方公共団体に二以上の大学がある場合において、各大学から選出すべき第二項第二号の委員の数については、当該地方公共団体の條例で定める。

5 第二項第一号又は第二号の委員が、それぞれ学長又は教授の地位を失つた場合においては、当然退職するものとする。

6 第二項第二号又は第三号の委員に欠員を生じたときは、当該地方公共団体の長は、その都度、それぞれ当該各号に掲げる者について補欠の委員を任命しなければならない。

7 第二項第三号の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、当該地方公共団体の議会の閉会又は解散のためその同意を得ることができないときは、当該地方公共団体の長は、同項第三号の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで、学識経験のある者のうちから委員を任命することができる。

8 前項の場合においては、任命後最初の議会で事後の承認を得なければならない。この場合において、議会の事後の承認を得ることができないときは、当該地方公共団体の長は、その委員を免職しなければならない。

9. 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

(委員の任期)

第十四條 前條第二項第一号の委員以外の委員の任期については、当該地方公共団体の條例で定める。

(会長及び副会長)

第十五條 公立大学参議會に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、公立大学参議會の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 会長及び副会長の任期については、当該地方公共団体の條例で定める。

(権限)

第十六條 公立大学参議會を置く当該地方公共団体の長は、当該地方公共団体の設置に係る大学に関する左に掲げる事項についてその基本方針の決定をする場合においては、あらかじめ公立

大学参議會の意見を聞かなければならない。

一 公立大学に係のある條例及び規則の立案に関する事項

二 公立大学のための予算案の編成に関する事項

三 公立大学及びその学部、学科、大学院、研究所その他重要な研究施設の設置廃止に関する

事項

四 公立大学の学生定員に関する事項

五 公立大学の授業料、入学検定料及び入学金に関する事項

2 公立大学参議會は、当該地方公共団体の設置する大学の教育、研究及び運営に関する重要事項について、当該地方公共団体の長の諮問に答え、又はこれに対して建議することができる。

3 公立大学参議會は、当該地方公共団体の設置する大学の教育、研究及び運営に関する重要事項について、当該大学の学長の報告を求め、又はその求めに応じ、若しくは自ら進んで意見を

述べることができる。

4 公立大学参議會を置く地方公共団体の設置する大学の学長は、評議会在該大学における左に掲げる事項について決定をする場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の長を通じて公立大学参議會の意見を聞かなければならない。

一 学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項

二 人事の基準に関する事項

(公立大学参議會の部会)

第十七條 当該地方公共団体の條例で定めるところにより、公立大学参議會に部会を置くことができる。

(議事及び運営)

第十八條 この法律に定めるものの外、公立大学参議會の議事及び運営の方法については、当該

地方公共団体の長の承認を経て、公立大学参議會が定める。

(委員の報酬及び費用弁償)

第十九條 公立大学参議會の委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、当該地方公共団体の條例で定める。

第四章 評議會

(設置)

第二十條 数個の学部を置く公立大学に評議會を置く。

(評議員)

第二十一條 評議會は、左に掲げる評議員をもつて組織する。

一 学長

二 学部長

三 各学部の教授二人

四 附置研究所の長

2 前項第三号の評議員は、各学部ごとに、教授会において当該学部の教授のうちから選出した者について学長が任命する。

3 第一項第三号の評議員が教授の地位を失つた場合には、当然退職するものとし、当該評議員に欠員を生じた場合には、学長は、その都度、当該評議員を選出した学部の教授のうちから、前項の方法により補欠の評議員を任命しなければならない。

4 当該大学の事情により、評議会の定める規程に基いて、第一項第三号の教授の数を五人までに増加し、同項第四号の評議員の数を制限し、又は附置研究所の教授、附属図書館長、附属病院

長その他重要な職にある職員若しくは短期大学を併設する公立大学にあつては当該短期大学の学長若しくは教授を評議員とすることができる。

5 前項の規定により第一項第四号の評議員の数を制限し、又は附置研究所若しくは短期大学の教授を評議員とした場合におけるこれらの評議員の任命、退職及び任期については、評議会の定める規程によるものとする。

(教授である評議員の任期)

第二十二條 前條第一項第三号の評議員の任期は、二年とする。

2 第五條第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前條第一項第三号の評議員に準用する。

(権限)

第二十三條 当該大学における左に掲げる事項は、評議会の審議決定を経なければならない。

一 第十六條第四項各号に掲げる事項

- 二 予算の見積に関する事項
- 三 学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- 四 学生定員に関する事項
- 五 各学部その他の部局の連絡調整に関する事項
- 六 公立大学参議会の意見を聞こうとする事項の原案作成に関する事項
- 七 公立大学参議会が意見を述べた事項の処理に関する事項
- 八 職員及び学生の福祉及び厚生に関する事項
- 九 当該学部の教授会の議決を経て行う学生の懲戒に関する事項
- 十 その他当該大学の運営に関する重要事項
- 2 評議会は、前項に掲げる事項の外、この法律及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

（議事及び運営）

第二十四條 評議会の会議は、学長が招集し、その議長となる。

2 前項に定めるものの外、評議会の議事及び運営の方法については、評議会が定める。

第五章 教授会

（設置）

第二十五條 公立短期大学以外の公立大学の学部及び公立短期大学に教授会を置く。

（組織）

第二十六條 教授会は、学部長（一個の学部のみを置く公立大学（以下「単科大学」という。）及び公立短期大学にあつては学長。以下この章において同じ。）及び学部又は公立短期大学の教授の全員をもつて組織する。

2 教授会は、学部長及び教授をもつて構成する教授会の定める規程に基いて、助教授又は常勤

の講師をその構成員に加えることができる。

一八

(権限)

第二十七條 当該学部又は公立短期大学における左に掲げる事項は、教授会の審議決定を経なければならぬ。

一 学科、講座(これに代るべきものを含む。)並びに教育及び研究に関する施設の設置廃止に関する事項

二 学科目の種類及び編成に関する事項

三 学生の入学及び卒業の認定に関する事項

四 学生の試験に関する事項

五 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項

六 学生の懲戒に関する事項

七 その他当該学部又は公立短期大学の教育、研究及び運営に関する重要事項

2 教授会は、前項に掲げる事項の外、この法律及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(単科大学及び公立短期大学の特例)

第二十八條 単科大学及び公立短期大学においては、評議会の権限は、学長及び教授の全員をもつて構成する教授会が行う。

2 前項の場合においては、教授会は、学長及び教授をもつて構成する教授会の定める規程に基づいて、附置研究所の長その他重要な職にある職員をその構成員に加えることができる。

(代議員会)

第二十九條 数個の学部を置く公立大学の同一学部、単科大学又は公立短期大学の施設が地域的に分散しているため、しばしば教授会を開くことが困難な事情がある場合には、教授会の権限

一九

(單科大学及び公立短期大学にあつては、評議会の権限を含む。)の一部を行わせるため、教授会の議決を経て代議員会を設けることができる。

2 代議員会は、教授会の定める規程に基いて選出した者について学長が任命する代議員をもつて組織する。

3 前項に定めるものの外、代議員会の組織、権限並びに議事及び運営の方法については、教授会が定める。

(附置研究所の教授会)

第三十條 公立大学の附置研究所に教授会を置く。但し、当該研究所の事情により、評議会の議決を経て、これを置かないことができる。

2 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授の全員をもつて組織する。

3 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基

いて、助教授、常勤の講師又は教授若しくは助教授に準ずる職員をその構成員に加えることができる。

4 教授会を置く附置研究所における研究、教育及び運営に関する重要事項は、当該教授会の審議決定を経なければならない。

5 附置研究所の教授会は、前項の事項の外、教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(議事及び運営)

第三十一條 教授会の会議は、学部長(附置研究所にあつては、当該研究所の長)が招集し、その議長となる。

2 前項に定めるものの外、教授会の議事及び運営の方法については、教授会が定める。

第六章 学長

(任期等)

第三十二條 学長の任期は、三年以上六年以内とする。

2 学長は、当該大学の評議会の定める規程により、再任を妨げないことができる。

3 学長の任免その他の身分取扱については、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)及び教育公務員特例法の定めるところによる。

(職務)

第三十三條 学長は、当該大学を総括し、これを代表する。

2 学長は、当該大学の評議会の定めた方針にのっとり、当該大学の運営に当り、その責に任ずる。

3 公立大学参議会を置く地方公共団体の設置する大学の学長は、公立大学参議会に対し、当該大学の評議会の定める規程に従い、年度報告を書面によつて提出しなければならない。

第七章 学部長その他の管理機関

(任期等)

第三十四條 学部長の任期は、三年以内とする。

2 学部長は、当該学部の教授会の定める規程により、再任を妨げないことができる。

3 学部長その他の部局長の任免その他の身分取扱については、地方公務員法及び教育公務員特例法の定めるところによる。

(職務)

第三十五條 学部長及びその他の部局長は、当該学部又は部局を総括し、これを代表する。

2 学部長及びその他の部局長は、当該学部又は部局の運営に当り、その責に任ずる。この場合において、学部長又は教授会を置く附置研究所の長は、教授会の定めた方針にのっとりなければ

ばならない。

(その他の管理機関)

第三十六條 この法律に定めるものを除く外、公立大学に、当該大学の事情により、この法律に定める機関以外の管理機関を置くことができる。

2 前項の管理機関の組織、権限及び運営の方法については、当該大学の評議会が定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第三章の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 第一回の公立大学審議会の会議は、第九條第一項の規定にかかわらず、文部大臣が招集する。

3 公立大学審議会の最初の任命に係る第四條第二項第四号の委員のうち二人の任期は、第五條

第一項の規定にかかわらず、一年とする。

4 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

5 第十二條の規定による公立大学審議会の設置に関する條例施行の際当該地方公共団体の議会が閉会又は解散中である場合においては、当該地方公共団体の長は、第十三條第二項第三号の規定にかかわらず、当該地方公共団体の議会の同意を得ないで、当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞いて、学識経験のある者のうちから公立大学参議会の最初の委員を任命することができる。

6 前項の場合においては、任命後最初の議会で事後の承認を得なければならない。この場合において、議会の事後の承認を得ることができないときは、当該地方公共団体の長は、その委員を免職しなければならない。

7 この法律施行前に従前の評議会又は教授会が審議決定した事項でこの法律施行の際なお実施

に至らないものは、この法律に基く評議会又は教授会が審議決定したものとみなす。

理 由

公立大学の管理についてその自治を尊重するとともに民意を反映せしめてその適正な管理を図るため、新たに公立大学の管理に関する機関の組織、権限及び運営について規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

VI
484

VI-484